

平成 30 年 8 月 1 日

各 位

八戸圏域水道企業団
管財出納課

入札契約暴力団排除要綱の制定について

1 目的

当企業団では、暴力団排除の取組みとして、工事請負契約約款等において暴力団排除条項を規定しているほか、指名停止要領においても暴力団又は暴力団関係者に係る措置要件を定めています。これら取組みの更なる強化を図るため、「入札契約暴力団排除要綱」を制定しました。

2 内容

(1) 排除措置対象者（要綱別表参照）に該当すると認められるときの対応

- 1（入札前）入札参加資格の喪失、指名の取消し
- 2（入札後）入札の無効、落札決定の取消し
- 3（契約後）元請契約の解除、下請契約の解除要請

指名停止（12 か月経過かつ、改善されるまで）を実施する。

排除措置内容を公表（企業団 HP に掲載）するとともに、警察へ通知する。

(2) 契約の相手方（下請負人等も含む）が暴力団員等から不当介入を受けたときの対応

企業団は、契約の相手方に対して、警察への通報、企業団への報告を義務付ける。

企業団は、当該建設工事等の履行を確保するための措置を講じる。

企業団は、契約の相手方が警察への通報義務を怠ったとき、指名停止を実施する。

入札契約暴力団排除要綱は、企業団 HP でご確認ください

3 実施日

平成 30 年 8 月 1 日から